

新潟市告示第 258 号

掲示期間 4.1-4.10

新潟市新津地区勤労青少年ホームの使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により，新潟市新津地区勤労青少年ホームの使用料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により，下記のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

記

- 1 徴収事務受託者の名称  
新津東部コミュニティ協議会
- 2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置  
新潟市新津地区勤労青少年ホーム  
新潟市秋葉区新津東町 1 丁目 5 番 12 号
- 3 徴収事務を行わせる期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日